

令和4年度8月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年8月25日 午前9時30分～11時10分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 7番 池田 稔
9番 見澤 幸一 10番 石井 一 11番 川口 浩
12番 栗原 茂 13番 大舘 浩一 14番 石井 進
15番 水村 英紀 16番 本橋 与志喜

欠席委員 6番 増田 貴雄 8番 鈴木 浩之 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号10番 石井一委員、11番 川口浩委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字松郷です。地目は登記、現況ともに畑です。

面積は987平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は耕作地の確保のためです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地、受人の営農状況及び松郷・東所沢和田地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 受人の亀ヶ谷・本郷地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北中二丁目の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて638平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分について、申請地のうち2筆については上水道、下水道管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地、残りの1筆については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を設置するものです。なお、第1種農地の割合が申請地の3分の1を超えないことから不許可の例外に当たり資材置場の設置は可能となります。

申請番号2番、所在地は大字松郷の12筆と大字日比田字遠願の2筆と大字新郷の15筆を合わせた29筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は29筆合わせて36,571平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は学校です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け学校を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。また、議案3号農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についての申請番号3番も関連しますので合わせ

て御説明いたします。

議案第3号申請番号3番、所在地は大字松郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,999平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は学校です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け学校を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号3番、所在地は大字下安松字中原です。登記地目は畑、現況地目は雑種地です。面積は298平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は共同住宅及び駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け共同住宅及び駐車場を建築及び設置するものです。なお、本申請地は旧暫定逆線引き地区であり、市街化調整区域に編入された平成3年12月24日以前から駐車場として使用されていたため、畑への復旧は求めないものとします。

申請番号4番、所在地は大字亀ヶ谷字谷里です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は292平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け駐車場を設置するものです。

以上の5件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地及び第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われまます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： なぜ同じ道路に接道している申請地が第3種農地と第1種農地に分かれているのですか。

事務局： 埼玉県の農地転用許可制度運用指針により、間口の狭い場合は第3種農地として判断できないため、申請地の一部については第1種農地と判断されます。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番につきましては、9番見澤委員が関係人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。申請番号2番終了後に入室、着席していただきます。

(見澤委員退席する)

申請番号2番及び議案第3号申請番号3番について関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号2番及び議案第3号申請番号3番について審議します。松郷地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 日比田・本郷地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号2番及び議案第3号申請番号3番について、意見、質問はありますか。

委員： 事業計画敷地のなかに道路がありますが、代わりの道路は整備されるのでしょうか。

事務局： 代替道路については、関係部署との協議により、事業計画敷地の外周に代わりの道路を整備することとなっています。

委員： 学校の出入口はどちらからになりますか。

事務局： 申請地の東側から出入りする計画となっています。また、北側にも出入りできる場所が確保されています。

ほかに意見、質問がないようですので、申請番号2番及び議案第3号申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番及び議案第3号申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番は終了したため、議席番号9番見澤委員の入室を認めます。(見澤委員着席する)

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 申請番号4番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字武野の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて271平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻から借り受け自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字下富字武野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は399平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号3番につきましては、先ほど議案第2号の申請番号2番で審議いただきましたので割愛します。

申請番号4番、所在地は堀之内の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,282平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け資材置場を設置するものです。

以上の3件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。申請地及び申請人の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

つづきまして、申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号4番については、全会一致により許可相当とします

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は838平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は994平方メートルです。以前からの貸借借契約を更新するもので、契約期間は令和4年9月1日から令和7年8月31日まで3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて802平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令

和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は1,886平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は465平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字向台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて6,505平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年9月1日から令和7年8月31日までの3年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字北原です。現況地目は畑で、面積は1,219平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年9月1日から令和7年8月31日までの3年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字亀ヶ谷字谷里の7筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は7筆合わせて3,632平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林一丁目です。現況地目は畑で、面積は1,742平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年9月1日から令和6年8月31日までの2年間です。

以上の9件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番から5番までについて関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：申請番号3番から5番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番から5番について、意見、質問はありますか。

委員：申請地に囲まれた農地があるが、その所有者に連絡しているのでしょうか。

事務局：隣接する農地の所有者には連絡していません。

委員：その隣接する農地は適切に管理されていますか。

事務局：一部耕作されていない部分があり荒廃した状況です。

議長：ほかに意見、質問がないようですので、申請番号3番から5番までについ
て、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号3番から5番までについては、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号6番については、全会一致により決定とします。

申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号7番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号7番については、全会一致により決定とします。

申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当

- 該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号8番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号8番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号8番については、全会一致により決定とします。
申請番号9番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号9番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号9番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号9番については、全会一致により決定とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

- 議長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」御説明いたします。
申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,531平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年9月1日から令和6年3月31日までの1年7か月です。
申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字牛沼字下原の3筆と大字松郷の3筆を合わせた6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて1,633.81平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年9月1日から令和5年3月31日までの7か月です。
以上の2件です。
- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
- 委員： 申請地のうち1筆については利用権設定が一部のみとなっていますが、どのように分かれているのでしょうか。
- 事務局： 農地の中心に通路があり、その東西で分かれています。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

6 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」は、1件の取消願がありました。

「報告事項6 農地法第5条の規定による届出書の取消願について」は、1件の取消願がありました。

「報告事項7 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明をしました。

「報告事項8 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明をしました。

「報告事項9 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、10件の通知がありました。

「報告事項10 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。